

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和6年4月24日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2300199 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2400001 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 60 年 6 月 1 日から同年 5 月 31 日に訂正し、同年 5 月の標準報酬月額を 12 万 6,000 円とすることが必要である。

昭和 60 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が、請求者に係る昭和 60 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 60 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日まで

私が美容師として勤務していた店舗の運営会社が、B 社から A 社に社名変更した際に厚生年金保険の記録が空白期間となっている。継続して勤務していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

C 労働局の回答から、雇用保険被保険者情報の記録において、B 社は、昭和 60 年 5 月 30 日に A 社に「吸収合併」とされていること、及び請求者の雇用保険の被保険者記録は、昭和 57 年 6 月 21 日の資格取得日から平成 5 年 1 月 15 日の離職日まで継続していることが確認できる。

また、A 社から提出された請求者に係る給与マスターには、請求者が昭和 57 年 4 月 1 日に入社し平成 5 年 1 月 15 日に退職したことが記録されている上、複数の同僚は、請求者が請求期間当時、その前後において仕事内容の変更もなく継続して勤務していた旨を回答している。

さらに、請求期間当時、請求者と同じ店舗に勤務していた同僚の給与台帳によると、昭和 60 年 5 月に係る厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

これらの事情を踏まえ総合的に判断すると、請求者は、勤務していた店舗の運営会

社がB社からA社に変更となり、昭和60年5月31日からは、A社に使用されることになったと認められるため、A社の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和60年5月31日と記録する必要がある。また、請求者の昭和60年5月に係る厚生年金保険料が給与から控除されていなかったという特別な事情は見当たらず、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めるのが妥当である。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票等における昭和60年6月の記録から12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求内容どおりの健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の提出及び厚生年金保険料の納付を行ったか否か確認できる当時の資料が残っておらず不明である旨を回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ず、また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2300200 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 2400001 号

第 1 結論

平成 16 年 4 月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 16 年 4 月

私は、当時、国民年金保険料を継続して納付していたのに、請求期間の 1 か月のみ未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

国民年金保険料の納付期限は、毎月の保険料につき翌月末日と定められており、納付期限を経過した場合でも 2 年が経過するまでは納付することができるが、納付期限から 2 年が経過すると時効により納付することができなくなる。

請求者は、請求期間に係る国民年金保険料の納付について、「当時、同じ会社に勤務中で、しかも、同じ居住地で何の変化もなく、ずっと継続して払い続けてきました。当時の納付期限までにきちんと払い続けています。」としているところ、オンライン記録により請求者の国民年金保険料の納付日を確認すると、平成 13 年度から平成 15 年度まで（平成 13 年 7 月分から平成 16 年 3 月分まで）の各月の保険料は、納付期限から 3 か月遅れて納付されたものもあるが、ほとんど毎月、納付期限までに納付されている。

しかしながら、平成 16 年度の各月の保険料については、オンライン記録によると、請求期間の保険料を納付した記録はなく、直後の平成 16 年 5 月分及び同年 6 月分は平成 18 年 6 月 30 日に、平成 16 年 7 月分は平成 18 年 8 月 22 日に納付されているなど、納付期限から 1 年以上経過し 2 年経過による時効が近づいた時期に納付されていることが確認できる。

また、請求期間直前の平成 16 年 2 月分及び同年 3 月分を同年 6 月 30 日に納付した後、請求期間直後の平成 16 年 5 月分及び同年 6 月分を納付するまでのおよそ 2 年間に
おいては、国民年金保険料を納付した記録はない上、その間に請求者が請求期間の

保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）及び納付したことをうかがわせる事情もない。

さらに、請求期間の国民年金保険料の納付方法について、請求者は、所持している平成 16 年度の国民年金保険料の領収書には A 社会保険事務所（当時）の押印があることから、請求期間の保険料は、B 市役所の窓口又は A 社会保険事務所で納付したと思うが、具体的なことは覚えていないとしているところ、国民年金保険料の納付について、平成 14 年 4 月以降は、それまで市町村が行っていた保険料の収納業務が廃止され国が一元的に保険料の収納を行っており、B 市も、請求期間当時、B 市役所の窓口において国民年金保険料を納付することはできなかった旨を回答している。

加えて、過去 10 年間に納め忘れた保険料を納付することができる「後納制度」が平成 24 年 10 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日までの時限措置として実施され、請求期間の保険料は、平成 24 年 10 月 1 日から平成 26 年 4 月 30 日までの期間において納付することが可能であったところ、オンライン記録によると、請求者には平成 25 年 1 月に「後納制度のお知らせ」の通知書が送付されたことは確認できるが、請求者が「後納制度」により請求期間の保険料を納付したことは確認できず、請求者も、当該通知書が届いたことは記憶しているものの、当時、後納制度による保険料納付の申込みをして納付したことはない旨を陳述している。

このほか、請求期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、請求期間は基礎年金番号制度が導入された平成 9 年 1 月以降であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、請求期間に係る年金記録の管理に過誤が生じることは考え難い。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2300201 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2400002 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及び取得年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 58 年 8 月 1 日から昭和 59 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 58 年 2 月 1 日に A 社に入社してから平成 7 年 10 月 31 日まで一度も辞めることなく継続して勤務していたが、請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が抜けているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）によると、請求者は、昭和 58 年 8 月 1 日に被保険者資格を一旦喪失した後、昭和 59 年 4 月 1 日に再取得していることが確認でき、これらの記録は、オンライン記録と一致している。

また、上記被保険者原票には、証返納年月日が昭和 58 年 11 月 5 日と記載されていることから、請求者の健康保険証がこの頃に返納されたことが確認できる。

さらに、A 社は既に解散し、厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、請求期間当時の事業主も死亡しており、請求者の請求期間に係る勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び保険料の控除について確認することができない。

加えて、請求者の A 社に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない。

このほか、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに請求者の当該期間に係る保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間において請求者が厚生年金保険の被保険者となる要件を満たす勤務実態があったこと、及び請求者が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る保険料を事業主によ

り給与から控除されていたことを認めることはできない上、事業主により、請求者の当該期間に対応した厚生年金保険の被保険者資格に係る届出が社会保険事務所（当時）に行われたこと、又は当該期間に係る厚生年金保険料の納付が保険料徴収権の時効消滅前に行われていたこと的事实を確認又は推認することができない。